

# 日本律令国家の中華思想

——奈良時代の対新羅意識の展開を中心に——

藤原直哉

## I ● はじめに

日本の古代史を、東アジア全体からみつめようという視点は、近年とみに注目されつつある。第二次世界大戦以前は、「日鮮同祖論」など民族感情に基づく説が横行し、結局は侵略の論理へと発展した。しかし、戦後になってこの反省の下に多くの論考が発表された。その嚆矢として、石母田正、藤間生大、西嶋定生各氏らの業績があげられる。

中でも石母田氏は、内政と外政を単純に分離するという伝統的思考法を克服するべく、「対外関係という一つの契機が一国の内政に転化してゆき、また逆に内政が対外関係を規定する基礎となる」という相互関係と不可分の統一<sup>⑤</sup>を明らかにしようとした。それは、具体的には日本の中華思想の展開に注

目し、その「発展」を国際関係における日本の国家史として位置づける試みであった。その後、鈴木靖民氏<sup>⑥</sup>らによって継承され、古代国家の時期区分という石上英一氏<sup>⑦</sup>の近業に進展している。

一方、酒寄雅志氏<sup>⑧</sup>は、中華としての意識が日本のみならず朝鮮諸国にもうかがえることを論証した。中華思想は、あくまで意識の次元であれば自己の内部で完結する範囲内にあり、すべての国において成立しうる。よって、日本の史料にみえる日本の中華思想の「展開」のみを検討し、導き出された国際関係によって日本史を客観的なものとして位置づけることは、いささか無理が生ずるといわねばならない。

そこで小稿は、日本の中華思想に基づく世界観の虚像と実像を考察の対象とする。すなわち、国際意識として実際にどのように機能していたのか、またどのような意味があるのか

を改めて考えてみたい。対外意識については先学にすぐれた論文があるにもかかわらず、導かれつつもあえて自分なりに再構成したく思う所以である。なお、ここでは一つのケース・スタディとして、『続日本紀』（以下、『続紀』）、『三国史記』（『史記』）、「新羅本紀」は「羅紀」の記事を中心に、奈良時代の日本と新羅の関係を具体的に検討することにした。

\* \* \*

以下の論述にあたり、中華思想とは何かを予め整理しておきたい。中華思想は元来中国で生まれた觀念で、端的に言えば中国大陸の洛陽盆地が世界の中心というものである。「華」は洛陽盆地西方にある華山に由来する。中華からみて四方には蔑視されるべき蛮族がいる。すなわち、東夷、南蛮、西戎、北狄である。これらはいったん蔑視されながらも、皇帝が王者としての徳をもつて再結合させる（「王化」）ことが望ましいとされた。このように一見相反するかにみえる蔑視・王化の二側面が、「支配の論理」として機能する点が特徴である。

さて、日本における中華思想についてであるが、石母田正氏のいう「小帝国」として具現化された「小中華思想」は、ここでは考えないことにする。というのは、氏はあくまで唐との対比において用いており、唐以外の国すなわち新羅などに対しては、ある程度機能していたとの理解によるものと思われるからである。すでに述べたように、朝鮮諸国にも中華

思想があるとするれば、いずれが大・中・小とにわかに決したいのである。

日本律令国家の国際意識を史料によつてみてみよう。

(1) 『令集解』「公式令詔書式」

……古記云。……隣國者大唐。蕃國者新羅也。……

(2) 『延喜式』「大藏省式」

入諸蕃使 入唐大使……副使……

賜蕃客例 大唐皇……

(1) によれば、日本は唐を「隣国」、新羅を「蕃国」と見做している。(2)では、唐をも「蕃国」の例として扱っている。唐が日本を宗主国と認めていたとは考え難く、互の意識の差異を見出しうる。同様に、日本が新羅を蕃国視していることのみをもつて、新羅が日本を宗主国と認めていたということも困難であろう。これが小稿の出発点である。

## II ● 奈良時代の日羅関係

### 第一節 文物之儀の成立とその背景

『続紀』によると、日本の公的行事としての元日朝賀儀に、新羅使が参列していたことがうかがえる。これに関して、次に掲げる二つの記事に注目したい。

(3) 文武天皇二（六九八）年春正月壬戌朔条

天皇御大極殿受朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如常。

(4) 大宝元(七〇一)年春正月乙亥朔条

天皇御大極殿受朝。其儀於正門樹烏形幢。左日像青龍朱雀幡。右月像文武白虎幡。蕃夷使者陳列左右。文物之儀。於是備矣。

(3) においては、其儀が常例によるものであったと記されているのに対し、(4)では「文物之儀」が整備されたのである。

これは、後の『延喜式』「兵庫寮」ともほぼ対応する<sup>⑥</sup>。近年の発掘調査でも関連する成果があり、今後の調査に期待できる。また、宝幢等についての図が『文安御即位調度図』(図①)にあり、参考できる。そこで、その図案から文物之儀の意義を考えてみたい。

橋本義則氏は、宝幢等のうち四神、日・月像は起源を直接唐に求めようとす。残りの烏形幢については、単に唐唐のものを模倣したのではない点が指摘され、これは文物之儀を行う意図を考える材料となると思われる。『文安御即位調度図』によれば、烏形幢は黄色であり、四神と共に五行思想を表現していると考えられる。また、八咫鳥を表現したとも考えられる。後の『淳和天皇御即位記』<sup>⑦</sup>に、「……及立八咫鳥日月形。……」(傍点は藤原)とあり、麒麟でないことを併せて考えれば、その解釈は成り立つと思われる。しかも、北

(大極殿に出御した天皇の方向)へ向けて立てることを注記してあることは注目される。

このことから、幢・幡は天皇を中華として位置づけ、守るという性格をもつものといえるのではないだろうか。文物之儀は、元日朝賀や即位式に際し、天皇が君臨して皆は従順であるという一大セレモニーとして挙行されたと思うのである。このために、唐の儀式を巧みに採用したといえよう。

また、この儀式において、官僚たちばかりでなく蕃国視する新羅の使人をも取り込むことは、日本の中華としての意識を大いに満足させるものであったと思われる。よって、大宝元年は、日本律令国家が中華思想を具現化しようとした一つの画期として考えられるのである。

日本の国威高揚という点から、次の記事も興味深い。

(5) 慶雲三(七〇六)年春正月丙子朔条

天皇御大極殿受朝。新羅使金儒吉等在列。朝廷儀衛有異於常。

(6) 同年同月丁亥条

金儒吉等遷著。賜其王。勅書曰。天皇敬問新羅王。使人一吉。儉金儒吉。薩儉金今古等至。所獻調物並具之。王有国以還。多歴年歳。所貢無虧。行李相属。欸誠既著。嘉尚無已。春首猶寒。比無恙也。國境之内。當並平安。使人今還。指宣往意。并寄土物如別。

(5)では、金儒吉らが元日朝賀儀に参列しており、その際の儀衛が常例と異なるものであったとある。これはすでに鈴木靖民氏<sup>⑧</sup>が論及しているように、慶雲二年十一月己丑条の騎兵を諸国に徵発し、紀古麻呂を騎兵大將軍に任じたという記事と一連のものとして考えるべきであり、新羅使に対して儀衛を強化したことを示す。これも中華思想具現化の一環として考えうる。

(6)は、いわゆる慰勞詔書の初見記事である。その内容をみると、新羅王が歴年「朝貢」してくるのは感心だと喜び、新羅の国政についても心を配っている。また、「調物」の返礼として「土物」を寄すとある。これらによって、日本が新羅に対して中華としての姿勢をとろうとしたことがうかがえる。形式において唐の国際文書である慰勞詔書を受容していることも、中華指向といえる。日本律令国家は、まさしく中華としての体面を対新羅外交において展開しようとしたのであった。

一方、かような日本の外交姿勢に対する新羅の対応に目を向けたと思う。『統紀』ばかりでなく『史記』『羅紀』をも参照する必要があるが、その間の関連記事は唯一つである。

- (7) 聖徳王二(七〇三)年七月条  
日本国使至。摠二百四人。

(7)をみる限り、朝貢関係を云々できる点はない。よって、

日本の中華思想が新羅との間で実際に機能していたかについて、完全には肯定も否定もしえないといわねばならぬ。ただし、遣使の有無という交渉の事実関係については、『統紀』記事を否定する材料がない以上、信頼すべきである。とすれば、『史記』における記載欠如が問題となる。新羅が唐への「朝貢」については熱心に記録していることを考えれば、外交上の重点の相違かとも思われるが、この限りでは断定しえない。

## 第二節 毛伐郡城と兵船三百艘

- (8) 養老五(七二二)年十二月是月条

新羅貢調使大使一吉浪金乾安。副使薩金浪金弼等来朝於筑紫。縁太上天皇登遐。従大宰放還。

(8)は『統紀』の記事であるが、新羅使を来日したにもかかわらず放還したというものである。理由としては、元明太上天皇の登遐が記されているが、鈴木靖民氏が論じるように追放的ニュアンスのものと考えられる<sup>⑨</sup>。両国間に何らかの緊張が生じていたと思われる。その意味で、次に掲げる『史記』『羅紀』の二つの記事は注目される。

- (9) 聖徳王二一(七二二)年十月条  
築毛伐郡城。以遮日本賊路。
- (10) 聖徳王三〇(七三二)年四月条  
日本国兵船三百艘、越海襲我東辺。王命将出兵、大破

之。

(9)、(10)はいずれも新羅が日本の侵攻に対して反撃したという内容である。『統紀』に合致する記事はないが、検討の価値はあると考える。そこで、(9)、(10)における「日本」とは一体何を指すのかがさしあたつての問題となる。先学に従つて整理すると、次のような場合が想定されている。

- (a) 海賊とする説
- (b) 日本の新羅征討計画によるとする説
- (c) 朝意によらない兵士の行動とする説
- (d) 渤海の船とする説

鈴木靖民氏は、(a)、(b)を検討した後、(c)の立場をとり、(d)についても若干の可能性を示唆している。また、奥田尚氏は(d)の立場をとり、しかも単なる遣日船ではなく「日本国兵船」を装つた可能性まで述べている。

私見を述べると、鈴木氏同様(a)、(b)はとらない。史料的にありえたと主張しえないからである。また年次の繰り上げ・繰り下げは、厳密な史料論を前提とするものであり、現状では採用しえない。

次に(c)であるが、鈴木氏は大宰府や山陰・山陽道などの辺境防備にあつてた軍団が、防衛のために船を出した際、新羅の船舶に遭遇したことは十分にありうるとしている。そして、これを外圧と感じて「日本賊」と認識したという。私

もこの可能性はありえたとと思う。ただし蛇足ながらその軍団が朝意によつておかれたことをあえて強調するため、(c)として、「朝意によつておかれた軍団の兵士の行動」をあげておきたい。確かに、『統紀』では両国が臨戦体制にあつて武力衝突に至つたことまで導き出しえない。しかし、軍団の設置が朝意によることは看過されてはならないのであつて、日羅情勢を考える上で重要と思われる。

(d)についてであるが、渤海が「日本」を装つたことまで史料的に導き出すのは困難のように思われる。しかし、渤海は神龜四(七二七)年以来日本と交渉をもち、日本と提携して何らかの行動を起こしたとも考えられないではない。(10)と年紀の一致する遣日船、遣渤海船の往来は記録として残つていないが、日本と渤海の交渉を警戒していたことは考えられる。

諸説を検討した結果、(c)、(d)は可能性がある(9)の時点で(ありえない)と考えた。では、これらが何故(9)、(10)の記載の如くになつたのであろうか。奥田氏は観念的表現であると一蹴するが、この観念こそ考究の対象としたいと思う。

私は、新羅が日本との関係を過敏なまでの緊張状態としてとらえていたと考える。日本が軍団を設置し示威行動をとつていたとすれば、実際に緊張状態にあつたといえる。その原因としては、渤海、日本と新羅が拮抗するという国際情勢がまず考えられる。しかし、渤海と日本の交渉は七二七年に開

始したものである。それ以前から日本と新羅が緊張状態にあったとなれば、この限りでは説明できないだろう。

そこで考えうるのは、日本と新羅が中華思想をめぐって観念的対立関係に陥いついていた可能性である。新羅はその統一戦争<sup>⑧</sup>の途上において、白村江では日本に勝利した国である。

前節で述べたような日本の中華思想の具現化に対して、対抗意識をもつことは十分考えられる。しかも、新羅も中華思想の実現を期していたとすれば、なおさらである。その意味で、「毛伐郡城」という名称は興味深い。というのは、東方の蛮族である「毛人」を王の徳化のために「討伐」する城という語義の推測もされるからである。

これらを勘案すれば、『史記』記載内容が観念的表現となつたことも理解できる。また、日羅間がこのような対立関係にあったからこそ、渤海と日本の交渉が意味あるものとして開始されたという側面を指摘できる。

### 第三節 放還記事

(11) 天平四(七三二)年五月壬戌条

饗金長孫等於朝堂。詔。來朝之期。許以三年一度。

宴訖。賜新羅王并使人等祿各有差。

この『統紀』記事によれば、二日前の庚申条にみえる金長孫の奏請に依りて、日本は來朝の年期を三年に一度と示している。これは日本の中華思想を満たす形式であるが、以後の

記事を見ると必ずしも順調ではなかったようである。その事情を『統紀』にみていくことにしたい。

(12) 天平七(七三五)年二月癸丑条

遣中納言正三位多治比真人縣守於兵部曹司。問新羅使入朝之旨。而新羅國輒改本號曰王城國因茲返却其使。

(12)によれば、新羅使が「王城國」と称したために返却したという。これについては国号を変更したという点に意義を見出す説と、「王城國」という表現に意義を見出す説とがある。

前者は、石母田正氏の説である。朝貢国である新羅が、被朝貢国である日本に対して無断で国号を改めることは、日本にとつては許し難いものであったという。これについて、新羅が実際に国号を改めたのかは疑問もあるが、多治比県守が国号変更と解した可能性までは否定しえない。

一方、後者は古くは和田軍一氏が述べている通り、その語義から新羅の自尊の意味を汲み取り、それを原因と考えるものである。酒寄雅志氏は、さらにこれを深めて王城國を「宗主国として周辺諸國を蕃国とする中華思想の顕現者たる新羅王の居住する都城のある國」と解する。

いずれにせよ、日本と新羅が中華思想に基づく外交形式をめぐって対立していたと考えられる。浜田耕策氏が論及しているように、当時の新羅が中華を意識していたことが『舊唐書』にもうかがえる。よって、国号変更という形式ばかりで

なく語義の検討も要すると思われる。

もう一度(12)をみてみよう。多治比県守が、「朝貢」を目的にしているはずの新羅使に対して、入朝之旨を詰問した。ところが、金相貞が意に反した言動をとったのであろう、口論となり相貞が思わず反論した。それが、「輒チ」にして新羅は王城国であると主張した実相なのではないだろうか。これは、まさに両国の中華思想が衝突した事件なのである。

この問題を解決するためであらう、翌天平八(七三六)年二月戊寅条に阿倍継麻呂を遣新羅大使に任命したことがみえる。しかし一行はその役目も果たせず、悲惨な帰途となった。

『史記』『羅紀』に一致する史料がないために詳細は不明であるが、新羅が日本に報復措置として使節を返却したと思われる。これに対する日本の対応を以下みていきたい。

(13) 天平九(七三七)年二月己未条

遣新羅使奏新羅國失常例不受使旨。於是召五位已上并六位已下官人惣卅五人于内裏。令陳意見。

(14) 同年同月丙寅条

諸司奏意見表。或言。遣使問其由或言。發兵加征伐。

(15) では内裏で協議したことがみえ、その内容が(14)である。

二つの意見があったようで、一つは遣使によってその真意を問う協調路線、もう一つは兵を發して「征伐」を加えようとの強硬路線であった。しかし、実際にいかなる対処をしたか

は不分明な点が多い。『統紀』における関連すると思われる記事は唯一つである。

(15) 天平九年四月乙巳条

遣使於伊勢神宮。大神社。筑紫住吉。八幡二社及香椎宮。奉幣以告新羅无禮之状。

その他、「征討」計画が立案された形跡を見出しえない。また遣使にいたっては、実に四年後の天平十二(七四〇)年三月辛丑条まで任命記事はない。これらは何を意味するのであろうか。

私は、新羅が強固な意思表示をもって日本の中華思想を拒絶したという現実に直面し、律令官人がなすすべを失っていたのではないかと考える。と同時に、国家意識としてはまさに危機であったが、軍事力によって侵略されるという性格ではなかったであらう。よって、自ら抛り所とする神功皇后伝説の舞台である香椎宮等の諸社への奉幣(15)より他なしえなかったのであり、またそれだけに切実であったといえる。

この後の交渉は放還記事が目立つ。

(16) 天平十(七三八)年六月辛酉条

遣使大宰賜饗於新羅使金想純等。便即放還。

(17) 天平十四(七四二)二月庵辰条

詔以新京草創宮室未成。便令右大弁紀朝臣飯麻呂等

饗金欽英等於大宰。自彼放還。

(18) 天平十五(七四三)年四月甲午条

檢校新羅客使多治比真人土作等言。新羅使調改稱土毛。書與注物數。稽之舊例。大失常例。太政官處分。宜召水手已上。告以失礼之狀。便即放却。

また、『史記』『羅紀』にも同様の記事がみえる。

(19) 景德王元(七四二)年十月条

日本國使至。不納。

このように互いに使節を返却している様が看取できる。その理由は、(17)のように新京の未成を特記する場合もあるが、基本的には(18)のように朝貢形式に固執したものとと思われる。

ここで、(16)、(17)では饗宴を催していることをもって、対立が表面化していないとの考えがあるかもしれない。しかし、日本にとって王化の局面と考えれば、むしろ中華としての努力を垣間みることができよう。日本と新羅は中華思想の実現、外交形式に固執して使節を放還し、険悪化の一途を辿った。

ところで、この状況は『統紀』天平勝宝四(七五三)年閏三月己巳条にみえる新羅王子金泰廉らの来日により、日本にとっては納得のいくものとなった。金泰廉を仮王子とする説もあるが、ともかく王子としての体裁を保っていたことに変わりはない。これについてはつとに引かれるところであり、二、三確認するにとどめたい。

『統紀』六月己丑条には、金泰廉が拜朝し「調」を貢じたことがみえる。また、この時の奏上内容は日本の要求する朝貢形式に則るもので、中華思想を満たすものであった。同月壬辰是日条には、これに代えて神功皇后伝説を引いて当然としながら、新羅王の勤誠をほめて撫存を加えるという返礼を行ったことがみえる。まさに、「蕃国」である新羅が「朝貢」し日本は「王化」をはかるといふ、日本の念願の形式が実現しているといえる。

この時の様子について、『史記』『羅紀』には合致する史料はない。かといって、『統紀』記載内容を否定する根拠ともならない。案ずるに、何らかの理由によつて形式的にも妥協を必要としたのであろう。それは、石井正敏氏が最近詳論されているように、交易を円滑に行うためであると考えておきたい。金泰廉一行は総勢七百余人にもぼつたとあり、この中に商人が多く含まれていたと考えられている。この時の交易の様子は、『買新羅物解』や『鳥毛立女屏風下貼文書』により、その一端がうかがえる。

新羅が日本の中華思想を認めていたわけではないことは、次節以降の展開からも察しがつくと思われる。

#### 第四節 大伴古麻呂の奏言

(22) 天平勝宝六(七五四)年正月丙寅条

副使大伴宿祢古麻呂自唐國至。古麻呂奏曰。大唐天寶



十二載。歲在癸巳正月朔癸卯。百官諸蕃朝賀。天子於蓬萊宮含元殿受朝。是日。以我次西畔第二吐蕃下。以新羅使次東畔第一食國上。古麻呂論曰。自古至今。新羅之朝貢大日本國久矣。而今列東畔上。我反在其下。義不合得。時將軍吳懷實見古麻呂不肯色。即引新羅使。次西畔第二吐蕃下。以日本使次東畔第一大食國上。

この『統紀』記事は、いわゆる大伴古麻呂の奏言である。その内容<sup>⑧</sup>は、唐の天宝十二載(七五三)正月の元日朝賀の場において、日本が新羅より下座におかれていたため、「新羅は昔から朝貢国であるのに、日本よりも上座に位置するのは理に合わない」と主張し、改めさせたというものである。

ここで問題となるのは、古麻呂の抗議の正当性を唐側が認めたために席次変更がなされたのかという点である。西嶋定生氏によれば、必ずしも肯定されたとはいえないようである。というのは、古麻呂のあまりに強固な要求に対して、元日の無意味な紛争を避けようと臨機応変な措置をとったとも推察されるからである。

それでは、この席次争長事件の波紋を考えてみたい。日本では、古麻呂によって朝廷で披歴され、新羅蕃国観の正当性を改めて自認したと思われる。ゆえに、『統紀』において特筆すべきものとして扱われたのであろう。一方、新羅にとっては屈辱であつたと思われる。争長事件があつたとされる七

ヶ月後、『史記』『羅紀』に次のような記事がある。

(23) 景德王十二(七五三)年八月条<sup>⑨</sup>

日本國使至。慢而無禮。王不見之。

これは、新羅が日本に対して強硬な態度をとっていたといえる。争長事件の報復とも考えられ、古麻呂の主張、席次変更<sup>⑩</sup>に反発していたといえる。仮に争長事件が史実でなくとも、両国の中華思想の軋轢として理解できる。

#### 第五節 新羅「征討」計画

日羅間の中華思想をめぐる対立は深刻であつた。この事実を当時の律令官人はどのように受け止めていたのだろうか。これを考える上で、天平宝字元(七五七)年十一月十日に式部省で行われた対策試験は、格好の史料といえる。

(24) 『経国集』卷二十 對策

問。三韓朝宗。爲日久矣。占風輸貢。歲時靡絕。頃菴爾新羅。漸闕蕃禮。蔑先祖之要誓。從後主之迷圖。思欲多發樓船。遠揚威武。斷奔鯨於鯢壑。戮封豕於鷄林。但良將伐謀。神兵不戰。欲到斯道。何施而獲。

朝鮮は古来より我が国に朝貢してきたにもかかわらず、近年蕃国としての礼を欠いており、どのように対処すべきかの出題内容である。

日本の中華思想からすれば、新羅は恭順の立場にあるべき存在であつた。しかし、現実には唐のように「君子之道」

においても、国力においても新羅をして敬わしめることはできなかった。日本がいかに新羅を蕃国視しても、新羅の容認するところではなかったのである。このため、日本はかなりのジレンマを惹き起こしていたと思われる。

かような事態にあつて、日本が中華たらんと固執する場合、残された道は一つしかない。それは、「討伐」の名の下に軍事力で屈服させることである。そして、とうとう天平宝字年間には、いわゆる「新羅征討計画」が立案されるに至つた。

計画の第一の理由（動機）として、中華思想実現の障害を除去することが考えられる。もちろん第二、第三の理由として、国際環境にも注目しなければならない。時あたかも、唐において安祿山の乱が起こり、渤海との協力関係によつて新羅を孤立化させうる情勢となり、計画に現実性が生じたといえる。また、推進にあたる中心的人物、藤原仲麻呂の存在も大きかつた。

計画の推移の具体的検討は小稿の範囲とせず、和田軍一氏の史的評価をあげるにとどめる。和田氏は、「その背後に對して復讐と理想を達成せんとした時代の思想があつたとは云へ、之を指導した一人の中心的人物の出現によつて発展したものにすぎず、これが單にかの中心人物の没落によつて終結を告げたのも、國家の存立の爲めに必要でなかつた企畫であつたからであらう」といふ。

国内情勢の変化により中止されたという点からすれば、ある意味で國家の爲に必須の企畫ではなかつたといえる。觀念的対立であつたが故に、やむをえない場合には中止しても、即刻に軍事的危機を招くというわけではなかつたのである。

しかし、藤原仲麻呂という強力な推進者があつたとはいへ、中華思想の実現という懸案の解決を期して行われたものであり、仲麻呂が一人孤立した政策をとつたのではないことは強調されるべきである。和田氏のいう「時代の思想」、すなわち日本律令國家当初からのイデオロギーに、仲麻呂が最も忠実であつたといえるのではないだろうか。

#### 第六節 小結

古畑徹氏は、遣使の頻度を外交上の関心として把握する方法を提起、唐羅關係を論じた。日羅關係とはいく分事情が異なるが、この方法は基本的に有効と考へて遣使状況を整理、表(表①)を作成した。關係記事を網羅できなかつた分の補として、これを参照しながら小結としたい。

八世紀初頭において、日本は中華思想を具現化した。文物之儀、儀衛の強化、慰勞詔書などはこの一環としてなされた。しかしこれによつて、日本と新羅は觀念的対立關係に陥いつた。毛伐郡城の築城、兵船事件などから新羅の対日感情をうかがえる。表①をみると、七三〇年代以降は放還記事が散見

される。日羅間に中華思想の軋轢が生じていたと思われ、これはやがて、日本の新羅「征討」計画へと進展した。計画消滅後の交渉について詳しく論じる余裕はなかったが、日本の理想とする朝貢形式が実現したとはいえないようである。<sup>⑧</sup>

にもかかわらず、交渉が途絶えることがなかった理由の一つに、交易の要求が考えられている。政治的・観念的対立を超えて、経済的・文化的交流が行われていたのである。このように考えると、正倉院宝物中の新羅物をみる場合に新たな感慨がある。

ところで、『統紀』記事のあり方について一言しておかかわばならない。野口剛氏は、「いかなる人間の行為といえども、かならずそこには何らかの意味機能を有しているはずである」<sup>⑨</sup>との立場から、『統紀』編纂を検討した。そして、「統日本紀」という書物は、その編纂の当初より、朝廷の構成単位たる貴族集団が行ってきた政治運営の先例を記録することを目的とし、それを規範として政治を行っていくための政事の書物として意識されて編纂がなされた」と論じた。

よって、『統紀』新羅関係記事が、令規定にあるような新羅蕃国観に立脚して記述されていることは、明らかであろう。新羅使は「朝貢使」として来日し、「調」を貢じるべき立場という理念に基づき、その形式に従わない場合は、旧例に反し咎められるべき存在として把握されているのである。

これを、基本的には朝貢関係であったと論じる立場もあるかもしれない。しかし、これは『統紀』を読んだ後世の官僚の認識とさほど変わりないので、『統紀』編纂目的にあまりに迎合するものではないだろうか。「歴史学」的見地からは、『統紀』にみえる意識と実際の正当性はひとまず別の問題として考えねばならない。この点に留意して論述したつもりである。

### III ● 日本律令国家の中華思想の史的意義

#### 第一節 律令国家と中華思想

II章において、奈良時代の日羅関係史を検討した結果、次のことを明らかにできたと思う。日本が中華思想に基づいて実態と遊離した新羅蕃国観を抱き、これを具現化した。そのため、両国は観念的衝突を軸に交渉を展開した。

よって、日本が新羅を蕃国とし「東夷の小帝国」としての国際的地位を占めていたことを前提におく限り、日本律令国家の史的評価はもはや当をえたものとはいえなくなった。また日羅関係についても、各々の国際意識を踏まえてこそ、真の両国関係史が構成されると思う。小稿は、その一方である日本について主に検討したにすぎないのである。

そこで残りの紙幅では、日本律令国家の意識の問題として

中華思想がいかなる性質のものなのかについて、少し深めてみることにする。日本の中華思想は、対外的には、新羅、渤海に対する国際意識となつた。一方、対内的（日本列島内）には蝦夷、隼人など体制外の者、あるいは体制内の賤民に対して向けられた。⑤ いずれも天皇を中心とした国家体制と、天皇の「教化」の及ばない範囲を相対的に位置づけ、天皇の徳によって再結合させるという点で共通する。

この結合を視覚化したものが、諸儀礼である。その意味で、文物之儀はきわめて重要といえる。また、それ以前のものとしては飛鳥寺西方の槻付近で蝦夷、隼人を饗給した記事が『日本書紀』にあり、注目される。⑥ 律令国家の形成過程で、次第に整備されたのであろう。

中華思想は、日本律令国家にとって「支配の論理」として機能した。天皇の徳化（『皇化』の及ばない諸蕃に対し、従順でない場合は「討伐」の対象とできる。このとき、「化内」は「化外」に対立し、ある種の共属意識を有することになる。外に対する内という相対的観念は、体制内部における矛盾を昇華させ、国家支配の正当性理念の一部分を構成するのである。

このようにみると、Ⅱ章で検討した新羅との交渉は、（客観的ではなく）主観的対外契機として、日本の内政に大きく関わっている側面を指摘できるのではないだろうか。よ

って、石母田正氏の提起した外政・内政の相互関係という命題に、及ばずながら近づけうる可能性が残されているといえるかしなければならない。もちろん、これは政治史の分析視角から行われるべきもので、多くを語ることはできない。そこで、中華思想という国家意識の中における内・外政の関連性の一例——好例ではないかもしれないが——をあげておきたい。

日本律令国家が中華思想を理念として成立したのであれば、その体制の推進・維持は中華思想の具現化を意味する。律令官人が政治の中心に進出するには、この範囲内での活躍が一つの要件となつたと思われる。この点に留意して、もう一度藤原仲麻呂政権を考えてみたい。

先にもふれたが、仲麻呂は典型的律令官人といえるのではないだろうか。それは、律令国家形成過程で台頭した藤原氏であるので当然かもしれない。彼は祖父である不比等が着手していた養老律令の施行、『日本書紀』に続く国史、のちに『続日本紀』として纏められたもの前半部の編纂など、律令体制下の文官として自らの地位を築き上げた。

また、中華としての唐指向を考えれば、仲麻呂のいわゆる唐風趣味も理解できる。新羅「征討」計画は、中華思想具現化の障害除去が目的であった。列島内でも、蝦夷「征討」に力を入れた。これらは、すべて律令国家の理念に則つたもので、これを先頭に立つて実現をはかったのが仲麻呂なのであ

った。

新羅「征討」計画は、仲麻呂の存立基盤の一つでありながら、結局は致命傷ともなつた。というのは、計画が実行段階に入ると、政敵である吉備眞備<sup>⑧</sup>を軍略に長じているとして用いねばならなくなつたからである。仲麻呂が敗死した乱において、朝廷軍の指揮を眞備がとつていたのは歴史の皮肉というべきだろうか。

## 第二節 歴史の中の中華思想

いわゆる比較史的関心から、増田四郎氏<sup>⑨</sup>は興味ある指摘をする。氏は、中華思想に対応するものとして、パックス・ローマーナ<sup>⑩</sup>をあげる。中華からみた蛮族に匹敵するのは、ローマのバルバリーという。さらに、中華思想に基づく統治理念について、「蛮族の王とフェデラーティ（盟約者）の関係を結び、部族の王をアミークス（友人）と呼び、まず帝国の『支配』に服することによって、はじめてその『自由』と『平和』が保障されるのだと説いたローマ人の考え方と、まったくその軌を一にしている」とまで述べている。

ここでは、理論の普遍化を目的とするつもりはないし、その用意もない。しかし、西ヨーロッパ諸国と東アジア諸国の双方における展開の比較・検討は、民族意識の研究として好材料ではないかと考えている。そこで、東アジア諸国の一つとして、日本史上の中華思想の展開を思いつくままに書き綴

つてみたい。

新羅「征討」計画消滅後、むしろ蝦夷「征討」に重点がかけられる。八世紀末葉の桓武朝において特に熱心に行われ、坂上田村麻呂が「征夷」大將軍であつたことは有名である。

ところで上山春平氏は、律令国家という概念を律令が公法体系として存在した国家として広く考え、その諸段階を論じている。その当否はともかく、平安時代以降の律令の論議もなされており、中華思想的意識をこの後に見出す試みはあながち無意味とはいえないと思われる。

まず、源頼朝の「征夷」大將軍職をあげたい。石井良助氏<sup>⑪</sup>が説く如く、頼朝が奥州藤原氏を「征伐」すべき「東夷」という観念をもつていたからこそ、その職に任命されることを望んだのではないだろうか。「征夷」大將軍職は、後に武家の棟梁の形式名称となり江戸幕府段階まで存続するが、それは鎌倉幕府の創設者であつた頼朝が任命されたためと考えれば、頼朝自身はいかなる動機であつたのであろうか。

また、中世における朝鮮蔑視観については、近年まさに論争がなされているところである。その中で村井章介氏<sup>⑫</sup>は、中世日本の朝鮮観に支配国意識があつたことを詳論し、これが近世における豊臣秀吉の朝鮮侵略に帰着するとまで述べている。その意味で、朝鮮「征伐」と叙述されてきたことも注目されよう。

さて、近代日本は国家の基本法として大日本帝国憲法を施行し、このとき律令の機能は全く否定されることになる。しかし、天皇権力についてみれば、第二次世界大戦敗戦に至るまでの国家意識は中華思想的側面を見出しうる。たとえば、「大東亜共栄圏」構想などは好例と思われる。

このようにみえてくると、石母田正氏の指摘に次のような一節があることを想起する。「資本主義の最高段階としての『帝國主義』の伝統の歴史的総括という一面をもっていたといつてよいのではないか。」

小稿Ⅱ章は、まさしく石母田氏のいう「古代の帝國主義」の一面を素描できたのではないかと考えている。

#### 〔附記〕

小稿は、昭和六二年度学部卒業論文として提出したものに、新たに加筆したものである。終わりに、小稿作成にあたって特に御指導いただき、またこのような発表の機会を与えて下さった藪田香融先生、並びに口述試問の席上で御助言をいただいた泉澄一先生、平雅行先生に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

#### 〈引用史料一覽〉

『統日本紀』、『延喜式』、『令集解』は国史大系本（吉川弘文館）

『三國史記』は六甲出版

『経国集』は『校註日本文學大系』二四よりそれぞれ引用したものと

である。

#### 註

- ① 平野邦雄「日・朝・中三國關係論についての覚え書」『東京女子大学附屬比較文化研究所紀要』四一、一九八〇年
- ② 石母田正『日本の古代國家』一九七一年、同『日本古代國家論』第一部、一九七三年
- ③ 藤間生大『東アジア世界の形成』一九七七年
- ④ 西嶋定生『中國古代國家と東アジア世界』一九八三年、同『日本歴史の國際環境』一九八五年
- ⑤ 石母田正『國家成立史における國際的契機』『日本の古代國家』前掲②、二頁
- ⑥ 鈴木靖民『古代對外關係史の研究』一九八五年
- ⑦ 石上英一『古代東アジア地域と日本』『日本の社会史』一、一九八七年
- ⑧ 酒寄雅志『古代東アジア諸國の國際意識——中華思想を中心として——』『歴史学研究』別冊特集、一九八三年度歴史学研究會大会報告、一九八三年
- ⑨ 石母田正『日本古代における國際意識について——古代貴族の場合——』『日本古代國家論』第一部、前掲②、上田正昭『古代貴族の國際意識』『日本古代國家論究』一九六八年、鈴木靖民「奈良時代における對外意識——『統日本紀』朝鮮關係記事の検討——」『古代對外關係史の研究』前掲⑥、など
- ⑩ 岡田英弘『東アジア大陸における民族』『民族の世界史』五、一

九八三年、西嶋定生、前掲④著

⑪ 石母田正、前掲⑨論文

⑫ 『延喜式』に「……次朱雀旗。次青龍旗。……次白虎旗。次玄武旗。……」とあり、朱雀・青龍、白虎・玄武がそれぞれ順序が逆になつてゐる。

⑬ 奈良国立文化財研究所『昭和五八年度平城宮発掘調査部発掘調査概報』一九八四年

⑭ 橋本義則「朝政・朝儀の展開」『日本の古代』七、一九八六年

⑮ 『統群書類従』十下

⑯ 鈴木靖民「奈良初期の対新羅関係」『古代対外関係史の研究』前掲⑥

⑰ 中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」『古文書研究』二三、一九八四年

⑱ 朝貢関係にある場合、付庸国の進物は「調」である。朝貢する立場として当然に貢ずる形式であり、単に土地の産物という意味の「土毛」とは全くニュアンスを異にする。日羅関係については『続紀』に記されているのみで、新羅が「調」との意識をもっていたかは別問題である可能性を考えておく必要があるかもしれない。

⑲ 『史記』「羅紀」には唐への遣使を「朝貢」として記しており、また分量も日本に比してかなり多い。

⑳ 古畑徹氏は追放のニュアンスで把握することに異議を唱えているが、この放逐が新羅の対日不信の導火線となつた可能性も述べており、新羅にとっては「追放」と受け止めるような出来事であつたことには異論がないと思われる。(古畑徹「日渤交渉開始期の東アジ

ア情勢——渤海対日通交開始要因の検討——」『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年、鈴木靖民「養老期の対新羅関係」『古代対外関係史の研究』前掲⑥)

㉑ かつて津田左右吉博士は天平宝字年間の緊張と関連して考えたが、鈴木靖民氏が指摘するように、(9)については「三国遺事」「紀異」「孝成王段」「史記」「地理志」にもみえ、史実として論じるのが穩当であろう。(鈴木前掲⑩論文、津田左右吉「新羅征討地理考」『津田左右吉全集』十一、一九六四)

㉒ 鈴木靖民、前掲⑩論文、同「天平初期の対新羅関係」『古代対外関係史の研究』前掲⑥

㉓ 奥田尚「天平初期における日羅関係について」『時野谷勝教授退官記念日本史論集』一九七二年

㉔ 石井正敏「初期日渤交渉における一問題」『森克己博士古稀記念史学論集対外関係と政治文化』一九七三年、酒寄雅志「八世紀における日本の外交と東アジアの情勢——渤海との関係を中心として——」『国史学』一〇三、一九七七年

㉕ 井上秀雄「古代朝鮮」一九七二年

㉖ 石母田正「天皇と「諸蕃」大宝令制定の意義に関連して——」『日本古代国家論』第一部、前掲②

㉗ 浜田耕策「新羅の中・下代の内政と対日本外交——外交形式と交易をめぐる——」『学習院史学』二二、一九八三年

㉘ 和田軍一「淳仁朝における新羅征討計畫について」『史学雑誌』三五—十、十一、一九二四年

㉙ 酒寄雅志、前掲⑩論文、二九頁

③⑩ 浜田耕策、前掲の論文

③⑪ 『舊唐書』卷一百九十九上、東夷新羅伝には開元二五（七三七）

年のこととして、唐にとつては「蕃国」である新羅が書記をよく知り中華に類しており、自ら「君子国」と称していたという。そこで玄宗皇帝が学術と講論をよくする邢璣を遣わして經典を明らかにしたところ、新羅人はこれを敬うようになったとある。

③⑫ 『続紀』天平九年正月辛丑条によれば、大使阿倍継麻呂は津嶋で死亡、副使大伴三中は病のため入京できなかつた。（三月壬寅条に拜朝がみえる。）

③⑬ 奥田尚「天平後期の日本と新羅・渤海——橘諸兄政権期の外交

——」『続日本紀研究』一八五、一九六七年

③⑭ 塚口義信『神功皇后伝説の研究』一九八〇年

③⑮ 浜田耕策、前掲の論文

③⑯ 石井正敏「八・九世紀の日・羅関係」、田中健夫編『日本前近代

の国家と対外関係』所収、一九八七年

③⑰ 一方、総勢七百余人といい大部隊は国威を示す意味があつたのかもしれないとの説もある。（早川庄八『日本の歴史』四、一九七四年、小学館、二二〇ページ）

③⑱ 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年

③⑲ この史料の信憑性については、疑問視するむきも少なくない。山尾幸久氏は、『冊府元龜』などをもとに大伴古麻呂らがこの期日に入唐していなかつたとする。これに対して石井正敏氏は、奏言内容を虚構とする説を整理した上で史実という。ここでは、その当否を論じる余裕はなく、一応史実として扱つた。（山尾幸久「百濟三書と日本書紀」『朝鮮史研究会論文集』十五、一九七八、同「遣唐使」

『東アジア世界における日本古代史講座』六、一九七七年、石井正

敏「大伴古麻呂奏言について——虚構説の紹介とその問題点——」『法政史学』三五、一九八三年）

④⑩ 山尾氏は、古麻呂の主張内容が金泰廉入朝時の奏言と類似することを指摘、虚言した可能性を示唆する。しかし、これはむしろ日本の新羅観の投影なのであつて、新羅が認めようとしなかつたものである。金泰廉は使節の即時返却を避けるために日本に阿つた表現をしたと考えれば、古麻呂の主張がこれと一致しても不思議はないと思う。

④⑪ 西嶋定生「七八世紀の東アジアと日本」『日本歴史の国際環境』前掲④

④⑫ これは『続紀』天平勝宝五（七五三）年二月辛巳条にみえる小野田守らと合致することが、天平宝字四（七六〇）年九月癸卯条に田守等放却について新羅使を責めていることから理解される。数少ない一致記事である。

④⑬ 『経国集』には、紀真象による答案も併載されている。真象は試験に合格していることから、当時の官人層の認識とさほどかけ離れたものではないだろう。その内容は、軍事力の補強をする一方でさらに中華としての徳化に勤めるべきとの趣旨が冗長に述べられている。従来の觀念・主張のみが先行して何ら具体的でなく、即効性に乏しいといわざるをえないものである。

④⑭ 註⑩参照

④⑮ 新羅王子の来日、大伴古麻呂奏言などによつて、新羅蕃国観の正当性を自認・過信したところへ、遣新羅使小野田守らの放却以降態度を硬化したままの新羅に対し、業を煮やしていたのではないだろうか。

④⑯ ここで注意しなくてはならないのは、あくまで徳化のためという大義名分があるため、対等国間における軍事的紛争・侵略とは認識



されていぬ点である。ゆえに、『統紀』記載通りに歴史用語とすることに若干の疑問を覚える。中華思想を問題とする小稿では、その根底にある意識を強調する意味を含めて、面倒ではあるがカッコやルビを付して注意を喚起した。

- ④⑦ 蘭田香融「恵美家子女伝考」『史泉』三三三、三三三、一九六六年、酒寄雅志「八世紀における日本の外交と東アジアの情勢——渤海との関係を中心として——」『国史学』一〇三、一九七七年、和田軍一、前掲④論文 など

- ④⑧ 岸俊男『藤原仲麻呂』一九六九年

- ④⑨ 和田軍一、前掲④論文、第二回四二頁

- ⑤⑩ 早川庄八、前掲④著書、三二三頁

- ⑤⑪ 古畑徹「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係——新羅外交史の一試論——」『朝鮮学報』一〇三、一九八三年

⑤⑫ 古畑氏は、遣使状況を「空白ならば両国関係は親密とはいえない難く、頻繁ならば両国間に交渉を行うべき事情が存在すると見られ、両国関係の実態を一定の範囲に限定することができる」とした。唐羅関係と日羅関係はいく分事情を異にする点がある。宗主国、朝貢国という冊封関係による秩序が確りとしていない。放還記事がある等である。しかし遣使の関心については冊封関係の有無はあまり問題とならないように思われる。また放還記事は、これを加味することによつて却つて意味あるものとなると考えた。（古畑徹、前掲④論文）

⑤⑬ たとえば、『統紀』宝亀元（七七〇年）三月丁卯条にみえる新羅使金初正らは、在唐の藤原河清らの書を送ることを目的として来日したと主張し、「調」ではなく「土毛」を持参したとある。両国の間

で、朝貢形式をめぐるこだわりをみせている一場面である。

- ⑤⑭ 石井正敏、前掲④論文、浜田耕策、前掲④論文

- ⑤⑮ 上田正昭・木下礼仁「古代の日本と朝鮮」一九八六年

- ⑤⑯ 野口剛「続日本紀」の編纂事情『筑波大学創立十周年記念日本史論集古代・中世の政治と地域社会』一九八六年、一一四頁

- ⑤⑰ 野口剛、前掲④論文、一四九頁

- ⑤⑱ 高橋富雄「内地と蕃地」『古代の日本』一、一九七二年

- ⑤⑲ 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」、高橋富雄編『東北古代史の研究』所収、一九八六年

- ⑥① 坂本太郎「養老律令の施行について」『日本古代史の基礎的研究』下、一九六四年

- ⑥② 野口剛、前掲④論文

- ⑥③ 宮田俊彦『吉備真備』一九六一年

- ⑥④ 増田四郎「歴史における国家の諸類型」『社会史への道』一九八一年、また高橋富雄、前掲④論文も同様の指摘を行っている。

- ⑥⑤ 西嶋定生氏は、これに着目して中国体制による平和なバックス・シニカと表現する。（井上光貞・末永雅雄編『朝日シンポジウム高松塚古墳』一九七二年、一七二頁

- ⑥⑥ 増田四郎、前掲④論文、四二頁

- ⑥⑦ 高橋富雄「古代国家と辺境」『岩波講座日本歴史』三、一九六七年、同、前掲④論文、新野直吉「所謂「征夷政策」の本来の性格」『伊東信雄教授還暦記念日本考古学・古代史論集』一九七四年、笹山晴生「平安初期の政治改革」『岩波講座日本歴史』三、一九八〇年

年代	遣使状況	遣新羅使 (日→新)	遣日本使 (新→日)
	派遣会 遣還見	派遣会 遣還見	派遣会 遣還見
700～709	4 0 4	4 0 4	
710～719	3 0 3	2 0 2	
720～729	2 0 2	3 1 2	
730～739	2 1 1	3 2 1	
740～749	2 1 1	2 2 0	
750～759	2 1 1	1 0 1	
760～769	0 0 0	4 2 2	
770～779	1 0 1	2 1 1	

(注) 滞在期間が2年にわたる場合は、初見年次による。

表①〔遣使状況〕

- ⑥7 上山春平「法と国家——日本律令国家論序説——」『國家と價値』所収、一九八四年
- ⑥8 早川庄八「中世に生きる律令」一九八六年
- ⑥9 石井良助「鎌倉幕府職制二題」、「再び「征夷大將軍」と源頼朝について」『大化改新と鎌倉幕府の成立』増補版、一九七二年
- ⑦0 村井章介「中世人の朝鮮觀をめぐる論争」『歴史学研究』五七六、一九八八年
- ⑦1 村井章介「中世の國際意識と国家」『歴史学研究』別冊特集、一九八三年度歴史学研究会大会報告、一九八三年、同「中世日本列島の地域空間と国家」『思想』七三二、一九八五年
- ⑦2 黒羽清隆『太平洋戦争の歴史』下、一九八五年
- ⑦3 石母田正「古代における「帝國主義」について——レーニンからのノート」『歴史評論』二六五、一九七七年、五五ページ

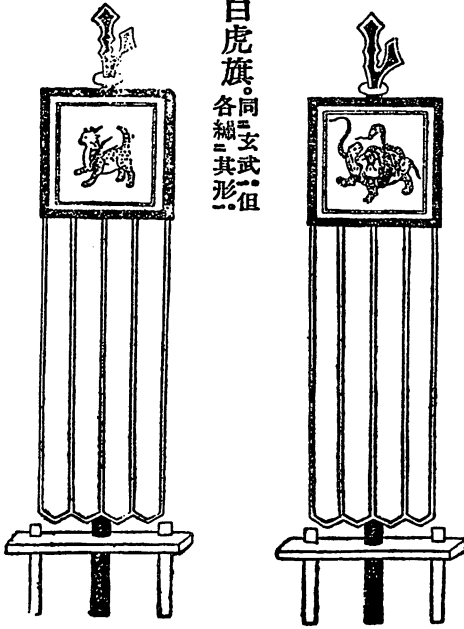
圖① 宝幢等の図

『文安御即位調度図』

『群書類從』七七)

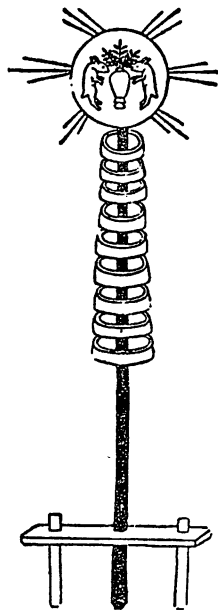
玄武旗。高三丈。蛇纏龜之形。以色々絲織之。杵身長三尺八寸。  
除根。內緣赤地唐錦。外緣大文緇網。長七尺五寸。或四幅。  
 兩面 蘇芳。或唐 緞。足黃絹。四幅。長一丈九尺。 綠唐緞額。

白虎旗。同玄武。但各緇其形。



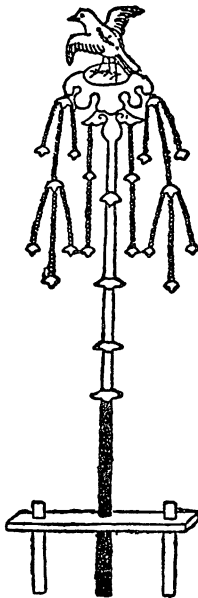
月像幢。徑三尺。

有銀銅伏輪。巡十六鐵根。月形。桂樹蟾蜍等形在月中。菟在左。月形之外。其色皆青。下有九輪。以綠絹一押裏。又垂之。如日像。柱高三丈。



銅烏幢。北向立之。長三尺五寸。其色黃。柱高三丈。幅上居。

金盤。其上有蓮花座。其上立烏。開羽。延頭。幡下有玉七珠。烏有足。



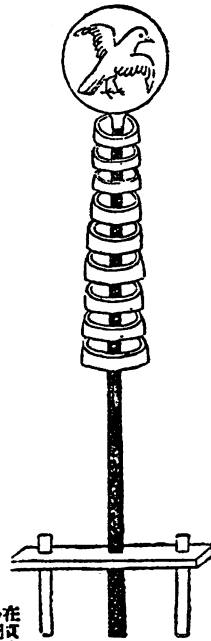
日像幢。

有金銅伏輪。巡廿一。柱高三丈。日中有赤鳥。日形下有九輪。以檜木造之。以蘇芳絹一押裏。又垂之。又保安記。各有寶塔九輪。緋紫比禮。每輪各以二鉞引廻之一。

鐵根。緋絹綱八筋。三筋每舍八七。五筋每舍四六。

金銅鑄物。徑三尺。下地塗。押金薄。以朱圖鳥。

金色。巡九輪。在蘇芳絹比禮。每輪鑄金色。

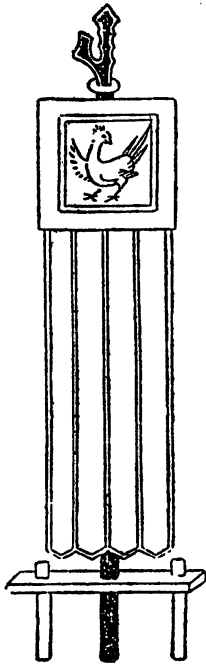


三尺餘

在試木  
金銅柱首

黑漆大柱一本。在卷金栗形。長三丈。朱漆脇柱二本。

朱雀旗。同玄武。壺蛇。綠絹。赤鳥也。似雞。



蒼龍旗。同玄武。

